

高知県木材安定供給推進事業（路網の整備）の実施について

高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）別表第1の01 体質強化・花粉削減の2路網の整備及び3 スギ人工林伐採重点区域における路網の整備、02 循環成長の2路網の整備に定める林業専用道（規格相当）整備、森林作業道整備及び森林作業道の機能強化については、以下により実施するものとする。

1 事業費の構成

補助金対象事業費の構成は以下のとおりとする。ただし、事業実施主体が、課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、補助事業にかかる消費税は、補助対象外経費とする。

(1) 請負施工

事業費	関連条件整備活動費							
	工事費	工事雑費（事業実施主体の負担）						
		本工事費	工事価格	工事原価	直接工事費	材料費		
						労務費		
						直接経費	機械経費	
							水道光熱電力料	
							特許使用料	
						間接工事費	共通仮設費 （定率）	
		準備費						
		役務費						
		事業損失防止施設費						
		技術管理費						
		現場管理費（定率）						
		一般管理費等（定率）						
消費税相当額								
測量及び試験費								
事務雑費（事業実施主体の負担）								

(注意) 1 林業専用道(規格相当)及び森林作業道についての、工事雑費、事務雑費は補助対象外経費(事業実施主体の負担)とする。

(2) 直営施工

事業費	関連条件整備活動費	
	本工事費	資材費
		労務費
		保険料
		労務者輸送費
		運搬費
		機械損料
		準備費
		仮設費
	安全費	
測量設計費		

2 経費の積算（関連条件整備及び測量試験費を除く）

(1) 林業専用道（規格相当）

- ① 直接工事費の積算は、「森林整備保全事業設計積算要領」、「森林整備保全事業標準歩掛」、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」、「森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準」、「森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準」及び「森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準」に準じるものとする。
- ② 間接工事費における諸経費（共通仮設費、現場管理費）及び一般管理費等は、「森林整備保全事業設計積算要領」に定める率を乗じて積算するものとする。
- ③ 本工事費における準備費は、支障木の伐採経費を積み上げ計上できるものとする。ただし、森林所有者から無償譲渡を受け若しくは直接購入して、搬出する場合又は、丸太組工等へ伐採木を活用する場合は、補助対象外経費とする。
- ④ 工事雑費・事務雑費は、補助対象外とする。
- ⑤ 建設事業体の参入機会を設ける観点から、本体工事は、設計と分離して外部に発注すること。ただし、建設事業体との共同事業として実施する等外部に発注することができない場合や、外部に発注しないことにより事業執行の迅速化や効率化に大きな効果が見込まれる場合等の例外的な場合を除く。

（注）建設事業体とは、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可を受けた建設業者をいう。

本工事費の発注にあたっては、原則、競争入札とするが、やむを得ず随意契約により発注する場合は、その理由を明確にするものとする。

また、その場合にあっても、原則、相見積もりによるものとする。

- ⑥ 共同事業体等で直営施工を行う場合は、(2) ①によるものとする。

(2) 森林作業道

① 直営施工の場合

ア 本工事費の積算は、事業に直接必要な経費とし、その実費の積み上げとする。

イ 本工事費における準備費は、支障木の伐採経費を含め計上できるものとする。

ただし、森林所有者から無償譲渡を受け若しくは直接購入して、搬出する場合

又は、丸太組工等へ伐採木を活用する場合は、補助対象外経費とする。

ウ 工事雑費・事務雑費は、補助対象外とする。

② 請負施工の場合

ア 直接工事費の積算は、造林関係事業標準単価表に係る森林作業道の標準単価により積算すること。

イ 間接工事費における諸経費（共通仮設費、現場管理費）及び一般管理費等は、「森林整備保全事業設計積算要領」に定める率を乗じて積算するものとする。

ただし、請負事業者が会社組織でない場合及び自己森林において事業を実施する場合は、一般管理費等は補助対象外とする。

ウ 工事雑費・事務雑費は、補助対象外とする。

エ 本工事費の発注にあたっては、原則、競争入札とするが、やむを得えず随意契約により発注する場合は、その理由を明確にするものとする。

また、その場合にあっても、原則、相見積もりによるものとする。

3 林業専用道（規格相当）及び森林作業道の施工基準

林業専用道（規格相当）の施工基準は、高知県林業専用道作設指針に基づき実施するものとする。また、森林作業道の施工基準は、高知県森林作業道作設指針に基づき実施するものとする。

4 関連条件整備活動費

関連条件整備活動費は、対象森林の調査、森林所有者の合意形成など事業主体が林業専用道（規格相当）整備、森林作業道整備及び森林作業道の機能強化に着手するうえで直接必要となる経費とし、要綱別表第1に定める定額以内の実費の積み上げとする。

なお、調査森林の区域、調査者の出役簿及び森林所有者の同意書など経費の内容を確認できる書類を整備しておくこと。（別紙1 参考様式を参照のこと）

5 測量及び実施設計等

木材安定供給推進事業費補助金実施要領第4の3に規定する別に知事が定める基準は以下のとおりとする。

(1) 測量等は外注できるものとし、その場合は、別記1-1または別記1-2により積算を行うものとする。

積算に際しては、原則、永久構造物を補助対象としていないことや、公的施設である林道と簡易施設である作業道との違い等を考慮し、適切に実施すること。

(2) 直営施工の場合は、事業着手前の予測、事業完了後の本測及び内業（作図及び出来高設計書）に直接必要となる経費とし、その実費の積み上げとする。

6 標準経費（査定設計）

木材安定供給推進事業検査内規（以下、「検査内規」という。）第5のクに規定する作業道等の検査に基づき、事業者から提出された出来高設計書の事業量を確認、査定し、2の(1)に規定する請負施工に準じ経費を積算し、査定設計書を作成するものとする。

木材安定供給推進事業査定要領 2の(2)イにおける査定額とは、当該査定設計書を指すものとする。

なお、査定に用いる単価は、請負施工の場合は事業発注に適用した月の単価を適用し、直営施工の場合は事業に着手（本体工事）した月とする。

造林関係事業標準単価表については、事業に着手した月に属する単価を適用すること。

7 作業道等の現地確認

検査内規第5のクに規定する作業道等の検査については、現地確認を行い査定設計書を作成することができるものとする。

8 補助金交付申請

補助金交付申請書、補助金変更承認申請書及び補助金実績報告書に記載する事業費については、消費税を含んだ額とし、消費税相当額を備考欄に記載するものとする。

9 その他

(1) 別添1を参照すること。

(2) 事業実施主体は、路網の整備の実施にあたり、別記2により内容を確認し、証拠書類等とともに保管しておくこと。

附 則

この規則は、平成28年4月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年3月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年8月9日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年5月27日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年7月31日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年1月31日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年9月9日から施行する。

別記 1-1

◎林業専用道(規格相当)測量業務の積算基準

木材安定供給推進事業の林業専用道(規格相当)測量業務を外注する場合には、治山林道必携委託業務設計積算編(高知県林業振興・環境部 治山林道課)の林道事業調査等標準歩掛により積算を行うものとする。

ただし、県運用事項等の中で次の項目については、下記のと通りの取り扱いとすること。

(測量業務)

1. 計画・準備

路線選定については、発注者が路線決定を指示することとし、歩掛けから技師を除くものとする。

2. 用地測量

用地測量については、計上しないものとする。

3. 保安林調査

保安林調査については、必要に応じて計上するものとし積算に当たっては、必要書類等を勘案し選択の上積算するものとする。

(原則として、県への作業許可申請で対応できる内容であれば計上しないものとする)

(設計業務)

1. 線形計画、現地調査、線形決定

このうち線形計画は、全体計画について調査資料等の整理が一定できているものとして、計上しないものとする。

2. 詳細設計

このうち構造物設計と構造物数量計算については、土構造を主体としていることを考慮し、計上しないものとする。

(現場状況からやむを得ないと判断される場合のみ、必要に応じて計上する。)

3. 打ち合わせ協議

打ち合わせ協議は、着手時の1回を標準として計上することとし、標準歩掛を1/3にすること。

4. 照査

照査については、計上しないものとする。

◎森林作業道測量業務の積算基準

木材安定供給推進事業の森林作業道の測量業務を外注する場合には、次の積算基準により積算を行うものとする。

第1 森林作業道測量業務の積算

1) 測量業務費の積算方法

外注する内容に従い、直接費(外業費、内業費)、間接費(測量人夫費、旅費交通費、機械損料等)、諸経費、消費税相当額に区分して算定する。

なお、積算に当たっては、下記工期によるものとし、発注の内容に従って選択するものとする。

2) 森林作業道調査設計の難易により(3)の因子により評定を行う)次のA、B、Cの3段階の地区に区分する。

区 分	A	B	C
点 数	50以下	55～80	85～90

3)

区 分	易		中		困 難	
	評定因子	点数	評定因子	点数	評定因子	点数
通勤時間	測量地点が自動車道に近いもの 徒歩時間10分以内のもの	5	測量地点までの徒歩時間が20～30分のもの	10	測量地点までの徒歩時間が30分以上のもの	15
林道の性格等	既設道路等を開設または改良するもの	5	中腹林道の性格を帯びた比較的調査の易いもの	10		15
地形等	比較的起伏の少ない緩傾斜地(30°以内)で岩石等露出のないもの	15	緩傾斜地が多く一部急傾斜地(30°～40°)を通過し岩石露出の少ないもの	20		
周囲の状況及び林内の状況	周囲に人家、農耕地が多く、立木、雑木等植生の少ないもの	10	農耕地等がほとんど無く立木、雑木等中生地のもの	15	立木、雑木等密生地のもの	20
ヘアピンの有無	なし	0	1箇所あるもの	5	2箇所以上あるもの	10
構造物の種類等	構造物は簡易な石積、よう壁等の少ないもの	5				

4)直接費算出

A 人件費算出

(1)外業経費

(1.0 km当たり)

区 分		標準日数	測 量 内 訳		
種 別	地区別		予 測	本 測	照 査
主任技師	A	2.3	0.6	1.7	
	B	2.7	0.7	2.0	
	C	3.5	1.0	2.5	
技 師	A	4.5	0.6	3.3	0.6
	B	5.4	0.7	4.0	0.7
	C	7.2	1.0	5.2	1.0
技 師 補	A	7.7	0.6	6.5	0.6
	B	9.2	0.7	7.8	0.7
	C	12.3	1.0	10.3	1.0

備考 1. 予測とは本測は引き続き実施し、照査は図面作成後実施するものとする。

2. 測量構成は1組4人(主任技師1人 技師1人 技師補2人)とする。

イ)1日1班の測量基準(内訳)

功程 m

地区別	予 測	中心線測量	縦断測量	横断測量	照 査
A	1,800	600	1,700	1,000	1,800
B	1,500	500	1,500	800	1,500
C	1,000	400	1,000	600	1,000

ロ)1日1班の所要人員(内訳)

職 種	予 測	中心線測量	縦断測量	横断測量	照 査
主任技師	1	1			
技 師	1	1	1	1	1
技 師 補	1	2	2	2	1
普通作業員	5	6	4	4	2
計	8	10	7	7	4

ハ)1km当たり実施測量の所要人日数(内訳)

地区別	予 測	中心線測量	縦断測量	横断測量	照 査
A	0.6	1.7	0.6	1.0	0.6
B	0.7	2.0	0.7	1.3	0.7
C	1.0	2.5	1.0	1.7	1.0

ニ)実施測量所要人員内訳

(1.0km当たり)

地区別	職 種	予測	中心線測量	縦断測量	横断測量	照 査	計
A	主任技師	0.6	1.7	—	—	—	2.3
	技 師	0.6	1.7	0.6	1.0	0.6	4.5
	技 師 補	0.6	3.3	1.2	2.0	0.6	7.7
	普通作業員	2.8	10.0	2.4	4.0	1.1	20.3
B	主任技師	0.7	2.0	—	—	—	2.7
	技 師	0.7	2.0	0.7	1.3	0.7	5.4
	技 師 補	0.7	4.0	1.3	2.5	0.7	9.2
	普通作業員	3.3	12.0	2.7	5.0	1.3	24.3
C	主任技師	1.0	2.5	—	—	—	3.5
	技 師	1.0	2.5	1.0	1.7	1.0	7.2
	技 師 補	1.0	5.0	2.0	3.3	1.0	12.3
	普通作業員	5.0	15.0	4.0	6.7	2.0	32.7

(2)内業費

区 分		標準日数	内 訳	
種 別	地区別		図 化	積 算
技 師	A	2.2	2.2	—
		1.2	1.2	—
	B	3.0	3.0	—
		1.5	1.5	—
	C	4.1	4.1	—
		2.1	2.1	—
技 師 補	A	5.2	2.2	3.0
		4.2	1.2	3.0
	B	6.5	3.0	3.5
		5.0	1.5	3.5
	C	8.1	4.1	4.0
		6.1	2.1	4.0

※ 下段は、構造図作成を除外したもので、構造物等の構造図作成の必要がない場合は、下段を適用するものとする。

イ)内業内訳

(1.0km当たり)

地区別	職 種	図 化 内 訳				積 算	計
		平面図	縦断図	横断図	構造図		
A	技 師	0.4	0.4	0.4	1.0	—	2.2
	技 師 補	0.4	0.4	0.4	1.0	3.0	5.2
B	技 師	0.5	0.5	0.5	1.5	—	3.0
	技 師 補	0.5	0.5	0.5	1.5	3.5	6.5
C	技 師	0.7	0.7	0.7	2.0	—	4.1
	技 師 補	0.7	0.7	0.7	2.0	4.0	8.1

※ 構造図作成は、必要に応じ計上するものとし、該当ない場合は、減じて設計するものとする。

B 直接経費算出

(1)外業経費

区 分		標準歩掛	測 量 内 訳		
種 別	地区別	標準金額	予 測	本 測	照 査
旅費交通費	A	} 直接外業(技師)人件費日数による			
	B				
	C				
普通作業員	A	20.3人	2.8人	16.4人	1.1人
	B	24.3人	3.3人	19.7人	1.3人
	C	32.7人	5.0人	25.7人	2.0人
機械損料	A	} 直接人件費 × 0.005			
	B				
	C				

5) 諸経費算出

諸経費は、現場管理費と一般管理費等を一括して積算するものとし、その額は直接測量費の額に次表に掲げる諸経費の率であって当該直接測量費の額が該当する区分に応ずるものを乗じて算出するものとする。

直接測量費の区分	諸経費の率
50万円以下	91.2%
50万円を超え1億円以下	次の算出式により求められた率
1億円を超えるもの	51.7%

算出式

$$Z = A \times Y^b$$

(注) Z : 諸経费率 (単位 : %)
Y : 直接測量費 (単位 : 円)
A : 変数値 = 371.23
b : 変数値 = -0.107

諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、第1位止めとする。

6) 消費税相当額

消費税相当額は、測量費に消費税の税率を乗じて得た額とする。

採択基準一覧表

	林業専用道(規格相当)(補助率は交付要綱の別表第1による)	森林作業道(補助率は交付要綱の別表第1による)
1. 事業実施主体	高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱に定められた要件のとおり。	高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱に定められた要件のとおり。
2. 工事雑費・事務雑費	—	—
3. 工事の施工方法	・請負施工 (※建設事業者との連携により建設事業者が実施する場合や、外部発注をしないことにより事業執行の迅速化が見込まれる場合を除く。なお、直営で施行する場合は、高知県林業専用道(規格相当)及び森林作業道設計・技術審査会(以下「審査会」)の審査を受けること。)	・直営施工 ・請負施工
4. 積算(直接工事)	森林整備保全事業設計積算要領、森林整備保全事業標準歩掛、森林整備保全事業建設機械経費積算要領、森林整備保全事業建設機械等賃借積算基準、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準及び森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準(治山林道必携)	造林関係事業標準単価表に定める作業道開設単価を適用
5. 諸経費	森林整備保全事業設計積算要領(治山林道必携)	
6. 適用単価(査定設計)	・請負は、設計書作成に適用した月 ・直営は、事業着手(本体工事)した月	・請負は、設計書作成に適用した月(原則、全幅=3.0m以上) ・直営は、事業着手(本体工事)した月 (※全幅=3.0m未満の標準単価は、事業着手した月に属する単価)
7. 補助対象経費(査定方法)		
ア 請負施工	① 請負金額+測量及び試験費+関連条件整備 ② 県で査定した事業費(査定設計)+測量及び試験費+関連条件整備 ③ 定額単価に延長を乗じた金額 ※①、②、③の中で最も低い金額を補助額とする	(原則、全幅=3.0m以上) ① 請負金額+測量及び試験費+関連条件整備 ② 県で査定した事業費(査定設計)+測量及び試験費+関連条件整備 ③ 定額単価に延長を乗じた金額 ※①、②、③の中で最も低い金額を補助額とする
イ 直営施工	(※原則は請負施工とする。) ① 事業主体の積み上げ事業費+測量及び試験費+関連条件整備 ② 県で査定した事業費(査定設計)+測量及び試験費+関連条件整備 ③ 定額単価に延長を乗じた金額 ※①、②、③の中で最も低い金額を補助額とする	① 事業主体の積み上げ事業費+測量及び試験費+関連条件整備 ② 県で査定した事業費(査定設計)+測量及び試験費+関連条件整備 ③ 定額単価に延長を乗じた金額 ※①、②、③の中で最も低い金額を補助額とする
8. 測量及び試験費について	委託・直営	委託(原則、全幅=3.0m以上)・原則、直営
(委託)ア 設計	見積書等を聴取し適正に契約すること	
イ 測量	別記1-1を参照のこと	別記1-2を参照のこと(原則、全幅=3.0m以上)
(直営)ウ 設計	事業者の積み上げ事業費	
エ 測量	事業者の積み上げ事業費	
9. 構造規格	・高知県林業専用道作設指針に基づく ・林道規程・技術基準に準じる	・高知県森林作業道作設指針に基づく
ア 設計速度	自動車道2級 (15km/hの場合)	—
イ 車道幅員	車道幅員は3.0mとする。	—
ウ 路肩	※路肩幅員は、原則として側方余裕幅を0.3mとすることを基本とし、自動車の走行上の安全性の確保その他必要がある場合は、現地条件に応じた必要な幅に拡張することができる。	高知県森林作業道作設指針に基づく
エ 全幅員	全幅員=車道幅員+路肩 全幅員は[3.6m]を基本とする。	3.0m以上(9t~13t級)、2.0~3.0m未満(3t~8t級)
オ 曲線半径	最小曲線半径は、原則として普通自動車道の諸元を示す最小回転半径の12m以上とする。なお、屈曲部の設計に当たっては、拡幅量、土工量、工作物の設置等現地の状況を踏まえ、コストの縮減が図られるよう総合的に検討するものとする。(緩和曲線は、8mとする。) ただし、地形条件、地域の作業システム、林業事業者の保有機械や既設路網の整備状況により、最小曲線半径を8m以上12m未満とすることができる。なお、この場合、別記11により林業事務所長又は林業事務所長に協議するものとする。 高知県林業専用道作設指針に定められた基準により難しい場合は、林野庁協議によるものとする。	高知県森林作業道作設指針に基づく
カ 縦断勾配	縦断勾配は原則7%以下とする。ただし、地形の状況により必要な場合には、縦断勾配を12%以下(延長100m以内に限り14%以下。このとき、前後の区間に100m程度の緩勾配区間を設ける。)とすることができる。	高知県森林作業道作設指針に基づく。 概ね18%以下、単区間に限り概ね25%程度とする。
キ 路盤	高知県林業専用道作設指針に基づく	高知県森林作業道作設指針に基づく ※概ね21%を超え危険が予想される場合は、コンクリート路面工を採用しても良いものとする。なお、施行地の土壌が、水分を含むと滑りやすい粘性土や赤土などの場合は、敷砂利等の必要な対策を講じること
ク 法面	高知県林業専用道作設指針に基づく	高知県森林作業道作設指針に基づく
ケ 排水施設	高知県林業専用道作設指針に基づく	高知県森林作業道作設指針に基づく
コ 擁壁等	高知県林業専用道作設指針に基づく	高知県森林作業道作設指針に基づく
10. 費用対効果	必須(森林施業は必要)	
11. 関連条件整備	事業の着手前の現地調査・森林所有者の同意の取付等とする(高知県木材安定供給推進事業実施要領第4の7の別紙を参照のこと)別紙2を参考	
12. 支障木の伐採経費	伐採経費は、事業の中で計上できることとする。 ただし、森林所有者から無償譲渡を受け若しくは直接購入して、搬出する場合又は、丸太組工等へ伐採木を活用する場合は補助対象外経費とする	
13. 申請方法	事前申請(施工箇所及び区域を記した図面1/50,000及び1/5,000の施業図等)	
14. 市町村森林整備計画の搭載	事業着手前までには市町村森林整備計画に搭載されていること。若しくは、登録予定であること。	長期の森林施業を行う場合は、必要に応じて市町村森林整備計画に搭載すること。
15. 生産基盤強化区域等について	高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱に定められた要件のとおり実施されていること。	
16. 支線を行う場合	支線を開設する場合は、別路線で実施すること	同じ路線名で可とする

木材安定供給推進事業の業務日誌

(○月) 事業体名		所属		役職名		氏名		時間外手当支給対象：対象・非対象																				
日	時	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	業務時間及び業務内容	
1																												
2																												
3																												
4																												
5																												
6																												
7																												
8																												
9																												
10																												
11																												
12																												
13																												
14																												
15																												
16																												
17																												
18																												
19																												
20																												
21																												
22																												
23																												
24																												
25																												
26																												
27																												
28																												
29																												
30																												
31																												
勤務時間管理者 所属： 氏名：																				合計								

※注意
 ・公有林(公社有林含む)：関連条件整備の対象としないこと
 ・森林整備地域活動支援交付金の交付を受けている森林：関連条件整備の対象としないこと

費用(支給)対象者	事業の内容(参考)	証拠書類等
個人ごとに記載すること ※事業に従事した時間のほか、他の業務との重複がないことが確認できるように作成すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の特定 ・森林所有者の割り出し ・事業実施の同意の取りつけ ・現地調査 ・予備調査のための周囲測量 ・図面作成(施業図作成含む) ・その他事業着手に要する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・出役簿 ・給与・賃金明細書 ・旅費精算書 ・その他(対象経費にかかる支払書類等)

・事業体を使用している日報(独自)様式でも可とするが、事業に従事した時間のほか、他の業務との重複がないことが確認できるように作成すること。
 ただし、日報を作成していない場合は、補助対象経費としないものとする。

木材安定供給推進事業の業務日誌

(○月) 事業体名 ○○森林組合 所属 ○○課 役職名 ○長 氏名 高知家 学 時間外手当支給対象：対象・非対象

日	時	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	業務時間及び業務内容
1											← A →			← B →													A(3h)森林所有者の割り出し B(5.25h)○○調査打ち合わせ
2											← A →			← A →			← C →										A(6h)予備調査のための周囲測量 C(2h)○○開発打ち合わせ
3											← D →			← B →			← A →										D(3h)自主事業 B(2h)○○調査打ち合わせ A(4h)事業実施の同意の取りつけ A(9.5h)現地調査
4											← A →																A(3h)図面作成(施業図作成含む) D(5h)自主事業
5																											
6																											
7																											
8																											
9																											
10																											
11																											
12																											
13																											
14																											
15																											
16																											
17																											
18																											
19																											
20																											
21																											
22																											
23																											
24																											
25																											
26																											
27																											
28																											
29																											
30																											
31																											
勤務時間管理者 所属：○○部長 氏名：○○○○															A: 木材安定供給推進事業 B: ○○○委託事業(○○林業事務所) C: ○○○補助事業(○○森林管理署) D: 自主事業					合計	A(○○h) B(○○h) C(○○h) D(○○h)						

※注意

- ・公有林(公社有林含む): 関連条件整備の対象としないこと
- ・森林整備地域活動支援交付金の交付を受けている森林: 関連条件整備の対象としないこと

費用(支給)対象者	事業の内容(参考)	証拠書類等
個人ごとに記載すること ※事業に従事した時間のほか、他の業務との重複がないことが確認できるように作成すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の特定 ・森林所有者の割り出し ・事業実施の同意の取りつけ ・現地調査 ・予備調査のための周囲測量 ・図面作成(施業図作成含む) ・その他事業着手に要する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・出役簿 ・給与・賃金明細書 ・旅費精算書 ・その他(対象経費にかかる支払書類等)

・事業体を使用している日報(独自)様式でも可とするが、事業に従事した時間のほか、他の業務との重複がないことが確認できるように作成すること。
ただし、日報を作成していない場合は、補助対象経費としないものとする。

別紙2

関連条件整備の経費

<p>技術者給</p>	<p>事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる技術を有するもの(主任技師、技師等)の労賃 技術者給の算定については、高知県木材安定供給推進事業実施要領 別添「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。</p>
<p>賃金</p>	<p>日々雇用者賃金(測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金)、ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。</p>
<p>旅費</p>	<p>事業実施の打合せ等に必要な旅費</p>
<p>需用費</p>	<p>消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費及び修繕費</p>
<p>役務費</p>	<p>通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、労災保険料、損害保険料、薬剤散布費、伐倒費等</p>
<p>委託料</p>	<p>資料作成、登記事務、測量・調査、広告出稿料等の委託料</p>
<p>使用料及び賃借料</p>	<p>会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料</p>
<p>備品・資機材購入費</p>	<p>事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な備品及び資機材(薬剤、なた等)の購入費(机、いす、書庫等汎用性のあるものを除く。)</p>